



	1/25	1/26	

国土入企第 2 1 号
平成 2 9 年 1 月 2 4 日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



官公庁施設整備における発注者のあり方について」の
答申（社会資本整備審議会）について

平成29年1月20日、国土交通大臣宛に、社会資本整備審議会から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申が別添1の通りありましたので送付します。

本答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確化するとともに「その役割を適切に果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者へ向けた内容となっています。

貴職におかれましては、本答申についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申
(社会資本整備審議会)

一 公共建築工事の発注者の役割 一

- 平成28年6月20日諮問
- 平成29年1月20日答申
- 建築分科会官公庁施設部会において、4回にわたり審議
(部長:大森文彦 東洋大学法学部教授、弁護士)

大臣官房 官庁営繕部

平成29年1月20日



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※答申本文では、「公共建築工事」としている

官公庁施設整備※における発注者のあり方について

公共建築工事において

- 「1. 発注者の役割」を明確にし、
- 「2. その役割を果たすための方策」

を提言

- (背景)
- 品確法等の改正 (発注者賞務の規定)
 - 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
 - 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村3割で技術者ゼロ)
 - 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)
 - 一方で、公共建築工事において、発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

1. 発注者の役割

- A: 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)
- B: 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴

- (1) 国等が主体となつて行う事業
- (2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)
- (3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様
- (4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用
- (5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい

民間建築工事との対比



公共土木工事との対比

発注者に求められること

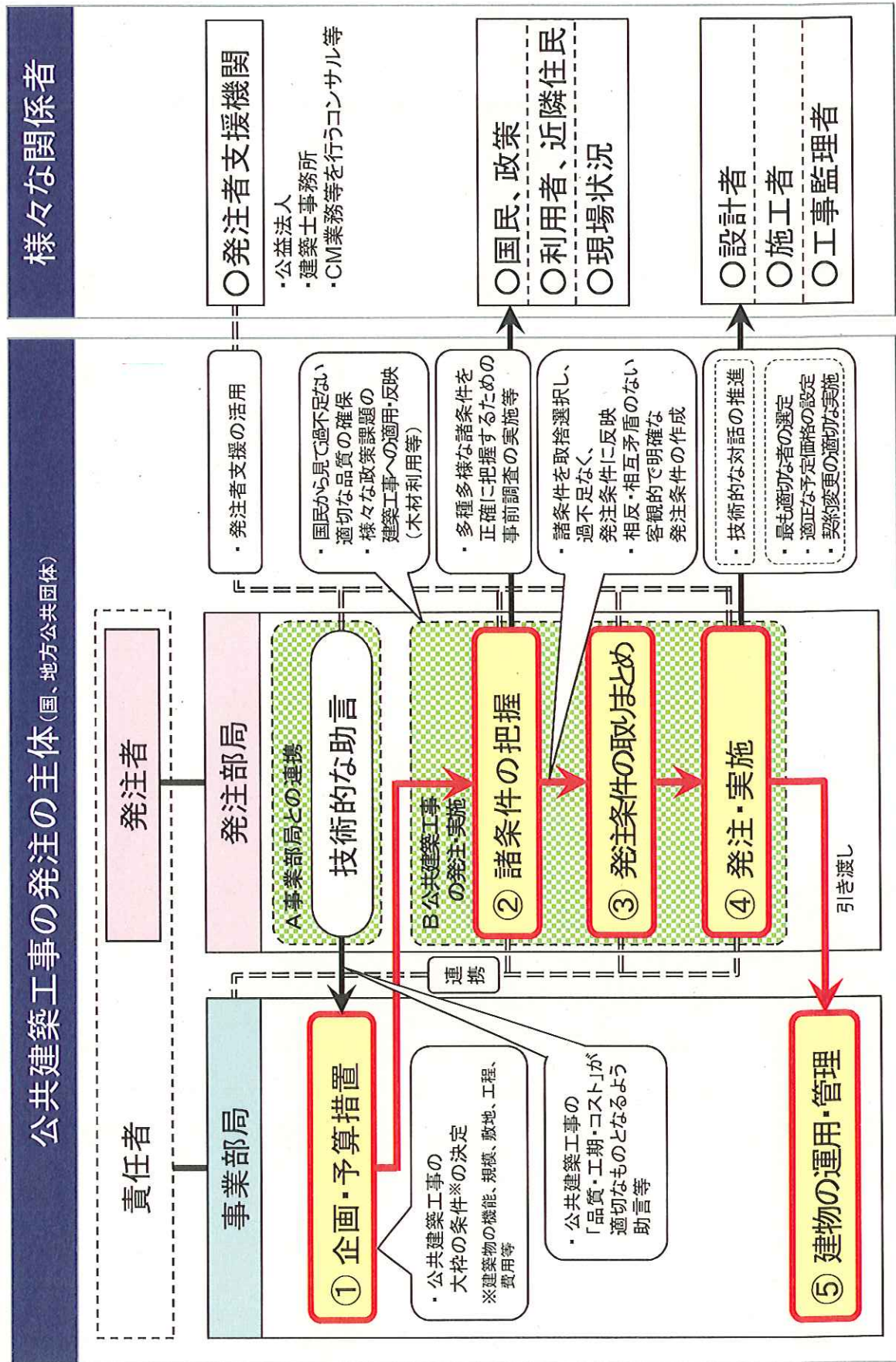
- ・ 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映
- ・ 企画・予算措置を行う事業部局との連携
- ・ 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ
- ・ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定
- ・ 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映

2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

それぞれ
公共建築工事の
適切に実施に資する

(参考)公共建築工事における発注者の役割



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

【別添2】

国土入企第20号

平成29年1月24日

各都道府県主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

各政令指定都市主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の
答申（社会資本整備審議会）について

平成29年1月20日、国土交通大臣宛に、社会資本整備審議会から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申が別添1の通りありましたので送付します。

本答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確化するとともに「その役割を適切に果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者へ向けた内容となっています。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたり本答申を参考として頂くようお願い致します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令指定都市は除く。）に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

【別添3】

国土入企第22号
平成29年1月24日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

官公庁施設整備における発注者のあり方について」の
答申（社会資本整備審議会）について

平成29年1月20日、国土交通大臣宛に、社会資本整備審議会から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申が別添1の通りありましたので送付します。

本答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確化するとともに「その役割を適切に果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者へ向けた内容となっています。

貴職におかれましては、本答申についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。